

人事委員会規則七―二（給料の調整額）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月三十日

秋田県人事委員会委員長 柴田一宏

人事委員会規則七―二（給料の調整額）の一部を改正する規則

規則七―二（給料の調整額）の一部を次のように改正する。

別表第一警察学校の項の次に次のように加える。

| | |
|--|---|
| 高等学校 | |
| 学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第四百四十条に規定する特別の教育課程による教育に直接従事することを本務する職員 | 一 |

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。